

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホ-ムページ http://www.ku-union.org/

2022年8月9日

通巻1302号

この号の内容

- アンケート結果

附属学校教員の働き方に関するアンケート 残業の常態化、不十分な残業手当

附属学校園教員の方を対象に、働き方に関するアンケートを実施しました（2022年3月～4月）。長時間労働問題を中心に、主な結果を報告します。

残業時間（1カ月あたり）

20時間未満が27%、20～40時間未満が22%である一方で、40～80時間が30%、80時間超も16%ありました。残業が常態化するなかで、さらに業務が一部の人に集中し、過労死要件に近い残業時間になっています。

働き方、労働条件を改善するため、時間外労働の実態についてみなさんと情報共有をはかります。以下でアンケート結果の主な内容を報告します。



詳細はこちら



時間外労働【1カ月】	実数	%
20時間未満	18	27.3%
20～40時間未満	15	22.7%
40～60時間未満	10	15.2%
60～80時間未満	10	15.2%
80～100時間未満	7	10.6%
100～120時間未満	4	6.1%
合計	64	100%

残業での仕事内容

教材研究・授業準備：28%

校務分掌に係る業務：24%

提出物や成績の処理：13%

*多い順に1～3位を聞きました。
これはその合計です。

通常に必要な不可欠な業務が所定時間内に終わらずに、残業となっているのが実態です。時間外労働手当について、これまでは、

教職調整額（本給の4%分）に含まれるとされ、支給されていませんでしたが、今年2月から附属学校園教員にも支給されています。しかし、時間外労働手当の支給対象となる「業務内容」や「時間」が制限され、必ずしも適切に手当が支給されているとは言えないようです。

例えば、今年4月から新たに作成された36協定（時間外労働と休日労働を行うために必要な労使協定）が以下の様書き換えられ、実態と乖離した内容になっていま

す。これでは日常的に発生しているほとんどの業務は、時間外労働手当の**対象外**の扱いになってしまいます。これらの業務は「自己研修」扱い（つまり、個人が自主的に自由に行ったもの）とされています。必要不可欠な業務が自己研修扱いとなるのは、やっぱりおかしい。

36協定で定める時間外労働の対象業務（教諭）

- (1) 以下に該当する業務で、臨時又は緊急にやむを得ない場合
- 生徒の実習に関する業務
 - 学校行事に関する業務
 - 職員会議に関する業務
 - 教育実習・研究会・入学者選抜・学期末試験に関する業務
- (2) 非常災害，児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合



残業での仕事内容

	実数	%
1. 教材研究・授業準備	54	28.3%
2. 提出物や成績の処理	25	13.1%
3. 課外授業・補習指導	0	0.0%
4. 園児・児童・生徒指導	0	0.0%
5. 部活動指導	6	3.1%
6. 学年・学級経営	17	8.9%
7. 学校行事	9	4.7%
8. 校務分掌に係る業務	46	24.1%
9. 資料や報告書の作成	15	7.9%
10. 集金等の事務処理	2	1.0%
11. 保護者・PTA 対応	5	2.6%
12. 地域対応	0	0.0%
13. 行政・関係団体対応	0	0.0%
14. 会議	6	3.1%
15. 研修	1	0.5%
16. その他	5	2.6%
合計	191	100%

通常業務を遂行するために必要な時間外労働は、勤務時間後の残業に限らず、休憩時間中、就業時刻前、持ち帰りにも及び、常態化しています。

💡 休憩時間が取れているか

ほとんどとれていない：52%
15分未満：29%

💡 就業時刻前の出勤

ほとんど毎日あり：80%

💡 就業時刻前の業務

教材研究、授業の準備：30%
校務分掌に係る業務：18%
学年・学級経営：15%
* 1～3位の合計



💡 持ち帰り仕事

月の半分ぐらいあり：21%
ほとんどあり：15%

💡 持ち帰り仕事の内容

教材研究：授業の準備：37%
校務分掌に係る業務：23%
提出物や成績の処理：16%
* 1～3位の合計

アンケートでは上記の他、「休日出勤の実態」「残業してでもしたい仕事」「教員がしなくてよいと思う仕事」「残業代を支給

すべきかどうか」「変形労働時間制を希望するかどうか」等についても聞いています。



詳細はこちら

教師のブラック残業問題について考える

私たちには、健康で文化的な生活をする権利があります。

大学には、労働者が安全で健康に働けるように配慮する義務があります。

近年、「教師のブラック残業問題」が注目されています。これまでは、本学の附属学校園教員も時間外労働手当が支払われていませんでした。「なんだかもやもやするけど普通のこと」として納得しようとしていませんでしたか？国立大学附属学校で、未払い残業代の支払いを命じる是正勧告が次々に出され、今年に入って文科省が調査する事態になりました。

その結果、過去に1億5000万円もの時間外労働手当の不支給（＝賃金不払い）があったことがわかりました。



本学は是正勧告を受けてはいませんが、残業代の支払い実績はなく、監督署の臨検があればいつ是正勧告を受けてもおかしくない状況でした。

附属学校園教員になぜ残業代が出ていなかったのか。それは、国家公務員時代の制度を引きずり、法人化後も、公立学校と同じ対応が続けられてきたからです。公立教員に残業代が支払われないのは、「国立の義務教育諸学校等の教諭等に対する教職調整額の支給等に関する特別措置法（給特法）」（S47.1施行）の時間外労働の考え方によります。具体的には以下の通り。

《背景：教員の勤務態様の特殊性》

- ・教員は、勤務態様の特殊性があり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまない。
- ・教員固有の勤務態様により勤務時間の管理が困難。

《勤務態様の特殊性を踏まえた処遇》

- ① 勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない。

原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、以下の業務のみ。

- (1) 生徒の実習に関する業務、
- (2) 学校行事に関する業務、
- (3) 教職員会議に関する業務、
- (4) 非常災害等のやむを得ない場合の業務の4項目に限定（いわゆる超勤4項目）

- ② その代わりに、給料月額の4%に相当する教職調整額を支給する。



7/13に職員課と話し合いの場を設け、アンケート結果の共有をはかると共に、時間外労働の適切な把握と手当の支給、入試関連業務の手当（とりわけ作問手当の支給対象拡大）について、引き続き労使で検討していくことを確認しました。ご意見やご要望を、組合までお知らせください。

ちなみに、「4%」はS41年の勤務状況調査の結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として算定されたもので、**当時の超過勤務時間の1週間平均は、小学校：1時間20分、中学校：2時間30分**でした。

法人化後の私たちの給与は、給特法ではなく、労働基準法に基づいて支払われるものとなりました。とりわけ**時間外労働と休日労働については、36協定に基づき支払われるべきもの**です。事実、公立学校と異なり、本学では毎年、36協定を締結してきました。

土日の部活動についても、本来は、教員特殊業務手当（実質時給900円）ではなく、休日労働の割増賃金を含めた手当が支給されなければ（または振替休日の取得）、法律違反なのです。

本学では今年2月から、時間外労働手当が支払われるようになりました。しかし、「対象業務」や「時間」が制限され、時間外労働の実態が適切に反映されていないケースもあるようです。労働基準法下において、そのような制限をすること自体が法律違反ですし、仮に制限をしたとしても、現状の時間外労働（組合アンケート参照）への手当の支払いは免除されません。「自己研修」「自己研鑽」と

報告されたとしても、手当支払いが免除されるわけではありません。そして、残業代の不支給は労基法違反になります。

時間外労働の支払いを求めると勤務時間管理が厳しくなるのではないかと危惧される方もおられるかもしれません。しかし一方で、今のような働き方では、過労による健康被害、場合によっては過労死に至った場合、時間外労働が適切に把握されず、労災の要件（とりわけ、長時間労働の要件）が満たさない可能性もあります。個々人の労働者にとって非常にリスクが高い一方で、使用者にとっては責任を逃れうる働き方となっているのであれば、見直す必要があります。

組合は、健康で文化的な生活を前提とする時間外労働の縮減、労働時間の適切な把握と手当の支給を求めています。長時間労働が一向に改善しない現状において、私たちの働き方と給与について改めて検討する必要があります。

生活時間を取り戻そう SDGs

健康で文化的で持続可能な働き方の実現



お申し込み

学内便等にて組合事務所までお送りください。

又はメール

kanazawa@ku-union.org

ご記入いただいた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

連絡先

金沢大学教職員組合

金沢市角間町
TEL076-262-6009 (FAX同じ)
内線(角間) 2105
<http://www.ku-union.org/>

金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな
氏名 (男 女) 生年月日 年 月 日

所属部局 職種 職名

電話番号

E-mail (職場 個人用)

組合費 チェックオフ 賃金控除【通常はこちら】 8桁の職員番号

チェックオフ以外の方法を希望 ()

住所

差し支え無ければ記入ください。職場に組合の発行物をお届けしにくい場合にはご自宅への送付も可能です。